

令和4年3月2日

陳 情 文 書 表

厚 生 常 任 委 員 会

# 福祉子どもみらい局関係陳情

陳情番号	29	付議年月日	2 . 2 . 20
件名	学校法人橘学苑に対する再調査についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>私たちは学校法人橘学苑(以下、学苑という)に子どもたちを通わせている保護者の団体です。ここ数年、私たちが懸命に働いて納めてきた学費や私たち県民の県税を原資とする補助金が、生徒のために健全に使われていない惨たんたる状況になっていることから、この度、県に対して学苑への早急かつ真摯な調査を求めることにしました。主な調査対象は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学苑の収益事業収入が極めて過少となっている理由についての再調査</li> <li>(2) 特定業者との癒着が疑われる度重なる設備投資・備品等購入についての調査</li> <li>(3) 一部の部活動に偏重した特待生制度等の優遇実態についての再調査</li> <li>(4) 各種労働問題と教職員に対するハラスメントの実態調査</li> </ul> <p>2 陳情の理由</p> <p>平成31年3月24日に、県知事あてに、私が代表を務める「強く正しい橘学苑を実現する会」より保護者代表が、生徒の育成を無視した教育と経営が行われているとして、学苑への詳細な調査を求める要望書を提出しました。</p> <p>その翌月にマスコミから学苑による教員大量解雇のニュースが報道され、その後開催された学苑の説明会では、納得出来ない保護者や教員から多くの質問や意見がぶつけられる等大荒れの説明会となったことは、多くのマスコミが取り上げたこともあり、ご記憶に新しいかと存じます。</p> <p>県知事あての要望書については5月28日に県調査結果として公表され、学苑に対し通知、対応を求めています。しかしながら、特にテニススクール等の収益事業の調査結果については不十分な内容であり、また学苑が自身のホームページで本学苑の見解として記載している内容はおよそ都合の良いものに終始し真実を伝えていません。さらにこの間学苑は、保護者への説明会の開催や根拠のない部活動顧問の解任理由の説明・撤回もせず、代表者である副理事長以下の法人経営陣は、私たち保護者との話し合いすら応じていません。</p> <p>6月5日には再びマスコミから労働基準監督署による是正勧告や数々のハラスメントの実態について報道される等、事態は一向に改善しないばかりか悪化の一途です。遂には他校への転校を希望する保護者や生徒が出てくるあり様で、とても生徒が安心して学校生活を送ることの出来ない危機的な状況となっています。</p>			

陳情番号	33	付議年月日	2 . 2 . 21
件名	選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>現行の民法では夫婦別姓での婚姻が認められないため、望まぬ改姓、通称使用などによる不利益・不都合を強いられています。婚姻の際、実際には96%が夫の姓になっているのは間接的な女性差別であり、夫婦同姓の強制は、両性の平等と基本的人権を掲げた憲法に反します。</p> <p>別姓を望む人に、その選択を認める選択的夫婦別姓制度の導入を求める声はますます切実で、提訴が相次ぎ、世論調査でも賛成が反対を上回っています。女性のみ適用される再婚禁止期間の廃止も、緊急の課題です。</p> <p>2015年12月、最高裁判所は「夫婦同姓の強制は合憲」という不当な判断を示しましたが、制度のあり方については国民の判断、国会に委ねるべきだと強調しており、一日も早い国会の対応が求められます。国連女性差別撤廃委員会は、日本政府に対して民法の差別的規定の廃止を繰り返し勧告し、2016年3月には、最高裁判断にかかわらず、現行民法の規定は差別的であるとして、あらためて早急な是正を勧告しています。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <p>国へ選択的夫婦別姓の導入など、一日も早い民法改正を求める意見書を提出してください。</p>			

陳情番号	34	付議年月日	2 . 2 . 21
件名	女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書提出の陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p><b>【陳情趣旨】</b></p> <p>女性差別撤廃条約選択議定書は、女性差別撤廃条約の実効性を高めるために1999年の国連総会で採択され、2020年1月現在、締約国189カ国中113カ国が批准しています。条約締結国の個人または集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」「勧告」を通知する制度を定めています。</p> <p>女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」しています。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内ですすめることが、締約国である日本政府の役割であることは明らかです。2016年に日本の条約実施状況を審議した女性差別撤廃委員会をはじめ、2017年に日本の人権状況の普遍的定期審査を行った国連人権理事会も、同条約選択議定書の批准を再度日本政府に勧告しています。</p> <p>2020年までの政府の第4次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書については、早期批准について真剣に検討をすすめる」としています。</p> <p><b>【陳情項目】</b></p> <p>国へ女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書を提出してください。</p>			

陳情番号	59	付議年月日	2 . 1 2 . 2
件名	重度訪問介護を実施する事業所の拡充を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>重度訪問介護は、常時介護を必要とする重度障害者の日常生活に必要なサービスです。</p> <p>県内には1200から1300余の重度訪問介護の指定事業所がありますが、重度訪問介護を実施する事業所は少数に限られています。このため、実際にサービスを受けている障害者はごく一部にとどまっています。</p> <p>重度訪問介護の利用を希望していても、利用できていない重度障害者は、居宅介護と市町村事業の移動支援を組み合わせて日常生活の支援を受けざるを得ません。このため、「常時の見守りや緊急時の対応をしてもらえない」「院内介助が受けられない」「団体活動中の支援が認められない」など、重度訪問介護でしか受けられない支援が利用できないといった問題が生じています。</p> <p>県は、当事者からの訴えや問い合わせなどから重度訪問介護を実施する事業所が少ないことを認識しており、事業者に対して居宅介護と同時に重度訪問介護の指定を受けるよう、また、可能な限り利用者のニーズに応えるよう指導しています。</p> <p>しかし、重度訪問介護の実施事業所が少ないこと背景には、国の実施事業である重度訪問介護の報酬単価が居宅介護の報酬単価と比べて極端に安く、重度訪問介護の従事者の待遇が劣弱しているところにあります。それに加えて、新型コロナウイルスの感染拡大が介護従事者の人材不足に拍車をかけています。</p> <p>私たちは、希望している重度障害者が重度訪問介護のサービスを利用できるよう、重度訪問介護を実施する事業所の拡充を切に求めます。</p> <p>そのためには、神奈川県が引き続き、重度訪問介護の報酬単価を引き上げて介護従事者の待遇改善を図るよう国に働きかけると同時に、県としても加算制度を創設するなどの施策を講じることが必要不可欠です。</p> <p>つきましては、以下の事項を陳情いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>希望している重度障害者が重度訪問介護のサービスを利用できるよう、重度訪問介護を実施する事業所を増やしてください。そのために、報酬単価の引き上げと介護従事者の待遇改善を国に求めると同時に、県として加算制度の創設などの施策を講じてください。</p>			

陳情番号	70	付議年月日	3 . 2 . 22
件名	神奈川県立障がい者福祉施設「あり方検討」の継続と関連する「県障がい福祉計画」の拡充について陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
陳情の要旨			
<p>1 この3月で終了予定の「障害者支援施設における利用者目線の支援推進検討部会」（以下、「検討部会」）を発展的に改組して、2003年と2013年に続く第三回目の「神奈川県立障がい者福祉施設あり方検討会議」として位置付けてください。</p> <p>そして、委員を一部の有識者や関係団体代表に限らず、当事者やご家族、現場職員などの意見が幅広く反映される形で、十分な時間をかけて継続するとともに、その結果を現在進められている各施設の指定管理者選定作業に反映させてください。</p> <p>2 「虐待ゼロの実現」や「身体拘束によらない支援」など、施設における支援の一般的な視点だけでなく、2月1日付け「検討部会」報告書骨子（案）にも指摘されているように、県立施設に今後求められる役割と機能面、管理運営面などの視点から、総合的に検討してください。</p> <p>3 上記の2と関連する内容を含んだ県障がい福祉計画（第五期）における「施設から地域へ」という大切な目標を具体化するために、重度障がいがある人たちでも地域で安心して暮らし続けることができるような「神奈川方式の給付」制度を実現し、必要な予算を拡充してください。</p>			
陳情の理由			
<p>「津久井やまゆり園利用者支援検討委員会」（以下、「検討委員会」）を改組した「検討部会」では、昨年7月から精力的な議論が行われています。残念ながら、この陳情を行った時点では報告書がまだ出されていませんが、2月1日付け骨子（案）を読む限りでは、「虐待ゼロの実現」、「身体拘束によらない支援」、「意思決定支援」といった、民間も含めた施設共通の課題は整理されたものの、「県の障がい福祉行政」、「県立施設の役割」などは今後の検討に委ねられています。</p> <p>昨年12月の厚生常任委員会でも、自民党委員の方から、「今年度の論議をふまえ継続して、あり方自体の検討をし直す時期にきている」との要望が出されました。県立障がい者福祉施設のあり方検討は、これまで2003年と2013年に二回行われましたが、すでに10年近くが経過しており、かつ津久井やまゆり園事件を契機に新たな課題が提起されています。</p> <p>しかし、今回の「検討部会」は当初から2021年3月までと制約され、諸課題の全般的検討ができていません。対象も6施設であり、県総合リハビリテーションセンターの3施設は除かれました。したがって、この「検討部会」を発展的に改組して、第三回目の「神奈川県立障がい者福祉施設あり方検討会議」として位置付け、より総合的な検討を進める必要があると私たちは考えています。</p>			
1 新たな検討会議の構成と運営方法について			
(1) 当事者のニーズやご家族の実情をふまえ、民間施設などの関係諸団体職員や市町村からの			

要望も組み入れるために、一部の有識者や関係諸団体代表だけに限らず、幅広い参加の場をつくり、県民の意見を十分反映できる形にして、必要に応じては課題ごとのワーキンググループも設置してください。

- (2) 将来を見とおして、短期・中期・長期的視点で、時間をかけて検討してください。例えば、千葉県では2013年の袖ヶ浦福祉センター事件の後、2020年まで足掛け8年の検討の場を積み重ね、最終段階では福祉関係諸団体から幅広く24人が参加しています。
- (3) 3月で終了予定の「検討部会」でも、その結論を反映させるという趣旨から、津久井やまゆり園と芹が谷やまゆり園だけでなく、三浦しらとり園の再指定やさがみ緑風園の新規指定も、全て2023年4月スタートでそろえられています。したがって、その検討を2021年度以降も継続させる場合には、必要に応じて既存の作業スケジュールを再度見直すことも視野に入れてください。

## 2 今後の県立施設に求められる役割と機能、管理運営方法の総合的検討について

- (1) 2月1日付け骨子（案）では、「県立施設の支援の停滞」、「利用者目線の支援に転換」できていない、「変化していく時代の波に対応」できていないなどと指摘されており（p24）、それ自体は率直に反省すべきことです。しかし、その原因のひとつとして、過去二回のあり方検討で、県立施設は「民間では受け入れ困難な重度の障がい者」を対象とする入所機能に特化すべきだと結論付けられたことがあります。

- (2) 第二の原因としては、2006年に施行された障害者自立支援法の前進面が活かされていないことです。例えば、日中活動の場と生活の場が区分され、入所施設の内だけで日々の暮らしが完結せずに地域へ広がり、利用者のニーズに合わせたサービスの組み立てができるようになりました。

しかし、県立施設は2003年までに再整備が全て完了しているので、先進的な民間施設と比べて、設備構造面でも運営面からも、この制度的前進を活かすことができていません。最近、津久井やまゆり園から横浜市内の民間施設に移り、生き生きとした自分を取り戻せた事例が、知事の言及もあって話題になりましたが、この前進面も影響しています。暮らしの豊かさが基本的に違うためです。

- (3) 第三の原因としては、入所機能を可能な限り「有期限」、「通過型」にして、地域生活移行を準備し、促進することが出来にくい体制になっていることです。

県の役割は広域支援という考え方を機械的に適用し過ぎたため、直接的な地域支援は市町村や民間の役割とされ、県立施設は通所部門やグループホームなどの多様な機能を設置することができなくなりました。そのため、今の施設に不可欠な、地域生活移行の支援を具体的に展開することが難しくなり、先進的な民間施設に遅れをとっています。「有期限」、「通過型」という方針が単なるスローガンで終わっているのです。

これらの諸原因が重なったことから、今後の県立施設に求められる役割と機能が偏り、時代に対応できなくなっていると私たちは考えていますが、それを改善していくことは十分に可能です。改めて、利用者目線の立場から、役割と機能、管理運営のあり方を総合的に検討してください。

- (4) また、県立施設は不要だとするのではなく、その強みを活かして、地域の暮らしを支援す



る諸機能を整備し、民間と連携した圏域の拠点施設となることが求められます。

入所機能に偏った現体制では、例えば中井やまゆり園「かながわエース」の職員が悩んでいるように、強度行動障がいがある人の支援を地域へ直接出向いて積極的に行うこともできません。県立としての強みを活かして、圏域の民間事業者と連携した拠点施設としてのあり方も追求できます。

- ア 十分な空き定数枠により緊急入所を含む地域のニーズに即応する
- イ 地域生活移行準備の場と専任の担当セクションを設置する
- ウ 民間の先進的な支援の実例を集約する研修情報センターを併設する
- エ 国への提言を見通した県単独の制度を試行的に実践する など。

(5) 次に、管理運営面では第一に、指定管理者制度をより適切に運用する方途を検討してください。2月1日付け骨子（案）には、「ある意味でもう県立の役割はないということかもしれない」（p27）といった批判もありますが、前述の役割や機能面とともに、指定管理者制度の運用を改善する可能性、例えば県の責務や指定管理者のガバナンス体制などを具体的に検討すべきだと私たちは考えています。

ア この制度は事業者が定期的に変わる可能性があり、暮らしの場である施設には本質的になじみにくい仕組みをもっています。2019年12月の知事発言以降に共同会との間で起こった一連のあつれきも、あるいは、今年度末の川崎市立特別養護老人ホームで起こった混乱もこれに起因します。仮に事業者が交代するとしても、利用者と職員との信頼関係が壊されないように、担当職員はそのまま次の事業者が雇用できるような基本契約が必要です。

イ 社会福祉法人の財政運営はどこも厳しいため、指定管理料が十分でないに必要な職員配置が困難になり、県立施設としての機能を発揮しにくくなります。また、経費節減の自己努力を求めすぎるのも、マイナスになりかねません。

一般の民間施設よりも職員数が多い津久井やまゆり園で虐待が疑われる事案が起きたことなどから、支援水準と職員配置は連動しないという見方が一部にあります。それは誤った類推であり、常勤職員を基幹とした十分な職員配置は不可欠の条件です。

ウ 県の日常的モニタリングは間接的で形骸化しやすく、津久井やまゆり園事件でもこの弱点が露呈して、凄惨な殺傷事件につながったといえます。指定管理者に不都合な事実がそのまま県に報告されるとは限りません。

現地に出向いてのモニタリング、必要に応じた実地指導など、これを一般法人向けに実施したら過度の介入となるかも知れないことでも、指定管理なら県の責務として当然のことです。

エ 定期的に他の施設（県直営、他法人の指定管理、民間経営）と職員交流し、支援の現場で実地に相互研修を行うことも、外部の目を日常的に施設の中に入れるという意味で有効です。（直営施設の改善にも共通）

(6) 第二として、直営施設の管理運営についても改善できます。民営化の目的とされる「柔軟で、効果的、効率的なサービス」は直営でも可能だからです。

県の財務規則で入所施設特例を設ける、民間のように現場に裁量権を持たせるなどの自己

努力を行えば、直営でも民間施設と同レベルの運営になります。直営では無理だという先入観により、委託するしかないという考え方に県自身が陥っているのです。

逆に、民間のような収支バランス前提の運営ではなく、県民ニーズに即応する新たなサービスを展開できるメリットも直営施設にはあります。現場の意見を十分に聞いた評価をお願いします。

### 3 県障がい福祉計画（第五期）の「施設から地域へ」という目標の具体化について

(1) この目標を本当に具体化させるには、重度障がいがある人たちでも安心して地域で暮らし続けることができるような仕組みが必要だと、私たちは考えています。

ここで、大切にすべきなのは、現行の第五期計画に関連する諸課題がすでに適切に整理されているということです。例えば、次の通りです。

ア 施設機能については、住まいの場であると共に、地域移行の準備や支援、レスパイトなど地域で暮らす障害者へのサービス提供が必要である。

イ 津久井やまゆり園再生に向けた利用者の意思決定支援、地域生活移行の促進などを「県内の施設入所者全体に広げ、重度の障がい者を含め、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる『ともに生きる社会かながわ』の実現」が必要である。

ウ 「重度障がい者を受け入れ可能なグループホームの整備、運営の支援、人材養成、助言指導、体験利用の促進」が必要である。

(2) しかし、その具体的な目標設定になると、施設の入所定員数の削減などで今一步踏み込めておらず、現状の困難さを追認しているようです。

障がい者への偏見と差別の多くは、学校や施設という制度によって、子どもの頃から地域の暮らしと分離されている現状に起因しており、津久井やまゆり園事件から学ぶべき教訓のひとつです。入所施設が「住まいの場」として改善されたとしても、施設の存在そのものによって日々の暮らしが分離されている現状を、公立施設と民間施設の共同の取り組みで段階的に変えていく必要があります。他の選択肢では不安だからと、施設へ入所しなくてもよい時代こそが、本当の「共に生きる社会」ではないでしょうか。

神奈川県は障がい福祉計画を地域での暮らしを本筋とする方向へと、現実的にかじを切る必要があります。これは県の政策的課題であり、入所規模の縮小と機能転換を計画的に具体化することです。施設か地域化ではなく、重度重複障がいがあっても、地域で安心して暮らし続けることができるような仕組みをつくること、施設はそれを支援できるようにして、利用者本人が選べるようにすることです。その意味で、2月1日付け骨子（案）にある「神奈川方式の給付制度」をぜひ実現して、必要な予算を十分に確保してください。

陳情番号	73	付議年月日	3 . 6 . 2
件名	神奈川県知事の辞職を求める決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県知事である黒岩祐治氏の国家賠償法を無視した賠償責任拒否行為は、介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄である。従って、県民の負託に応えられない黒岩祐治氏は知事職にふさわしくない。よって、県議会に黒岩祐治氏の辞職を勧告する決議をするよう陳情する。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会は神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。しかし、この処分は不当であることから、現在、行政訴訟の裁判中である。更に、この処分は憲法に違反するほどの余りに酷いもので在った為、医療法人社団則天会は、黒岩祐治神奈川県知事ら関与した県職員を公務員職権濫用罪の容疑で、次のとおり告訴状を作成し、横浜地方検察庁へ刑事告訴した。</p> <p style="text-align: center;">告訴状</p> <p style="text-align: right;">令和3年4月9日</p> <p>横浜地方検察庁 検察官 殿</p> <p style="text-align: right;">〒249-0005 神奈川県逗子市桜山4-1-20 告訴人 医療法人社団則天会 代表者理事長 田宮秀次郎</p> <p style="text-align: right;">〒231-0588 横浜市中区日本大通1</p> <p style="text-align: right;">被告訴人 黒岩祐治 同所 被告訴人 水町友治 同所 被告訴人 岡田計一 同所 被告訴人 佐久間剛 同所 被告訴人 廣瀬剛彦 同所 被告訴人 高橋良治 同所 被告訴人 今井雅裕 同所 被告訴人 榊枝伸和 同所 被告訴人 市村勇作</p> <p>上記被告訴人らの次の告訴事実に記載の行為は、刑法第193条（公務員職権濫用罪）に該当すると思料致しますので、捜査の上、厳重に処罰されたく告訴致します。</p>			

## 第1 告訴事実

1 被疑者黒岩祐治は神奈川県知事として、被疑者水町友治、同岡田計一、同佐久間剛、同廣瀬剛彦、同高橋良治、同今井雅裕、同榊枝伸和、同市村勇作はそれぞれ神奈川県福祉子どもみらい局福祉部の職員として、それぞれ横浜市中区日本大通1所在の神奈川県庁に勤務しており、告訴人らはいずれも高齢者福祉に関する職務を担当するものであるが、被疑者らは、共謀して、令和2年7月13日、告訴人に対して、法律上の要件がなく、かつ、法律上の手続を遵守することもないまま、令和2年9月1日から令和3年2月28日までの6ヶ月間、介護保険法第41条第1項本文の指定の全部の効力を停止する旨の行政処分を行い、告訴人の業務を停止させ、もってその職権を濫用して、告訴人に義務のないことを行わせ、告訴人の権利行使を妨害したものである。(以下略)

ところが、神奈川県知事は医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて自ら処分を取り消したにもかかわらず、原状復帰に努めるどころか新たな行政処分を執行した。この日本国憲法第17条を無視した賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄である。また、地方自治の本旨である住民自治を蔑ろにするものである。よって、神奈川県の名誉を著しく毀損した黒岩祐治氏に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	80	付議年月日	3. 9. 16
件名	神奈川県知事の辞職勧告決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨今、神奈川県庁の不祥事や事件が頻発しているが、これは監査委員会が実質的な機能不全に陥っていることを示している。</p> <p>また、緊急事態の最中にもかかわらず、介護保険法上の運営基準や人員基準の柔軟な対応を求める国の技術的助言を無視した事務執行（行政処分）を行っており、県民の福祉の増進に逆行して医療福祉の崩壊を助長していることから、新たな事件発生<sup>の</sup>蓋然性が高まっている。</p> <p>しかし、『組織はリーダーの力量以上にはならない』といわれているように、これらの問題は、黒岩祐治知事の基本的統治能力の欠如に他ならない。</p> <p>よって、黒岩祐治知事は不祥事や事件に対して単なる謝罪ではなく、責任ある態度を示すべきである。このことから、県議会に黒岩祐治知事の辞職勧告決議をするよう陳情するものである。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会及び有限会社コンサル長坂は、昨年に、神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。</p> <p>しかし、このことにより行政処分を受けた法人以外の事業所の福祉活動が不当に妨害され、神奈川県<sup>の</sup>施策である「医療と介護及びNPO（ボランティア）との連携・協働」活動に率先して取り組んでいた、真の奉仕者といえる、特定非営利活動法人ななくさの会員及び賛助会員の誇りを大きく傷つけた。</p> <p>これらの処分は違法であることから行政訴訟の裁判中であるが、一旦は、医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて神奈川県知事は自ら処分を取り消したのにもかかわらず、その違法行為に対する謝罪もせず、また、福祉事業の原状復帰に努める責務も無視して、新たな行政処分を強行した。</p> <p>この日本国憲法第17条に反する賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄に他ならない。</p> <p>それだけでなく、<u>国の介護保険法上の技術的助言を蔑ろにしたずさんな事務執行</u>については、下記のように、<u>国から問題提起</u>されているほど酷いものである。</p>			
<p>* * *</p> <p>《全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料》</p> <p>令和3年3月9日（火）</p> <p>総務課介護保険指導室</p>			
<p>4 ページ5 行目より</p> <p>特に監査は、その結果によっては行政手続法に基づく不利益処分を行うことが想定されることから、的確な事実関係の把握及び適切な手続により実施することが求められるが、昨今、一部</p>			

の自治体において次のような対応に問題がある事例が見受けられた。

(中略)

・監査における帳簿書類その他の物件の検査において、監査当日に行政側が原本の写しを取る又は一時的に預かり確認することはせず、当該事業者には行政側が指定した帳簿書類等の写しを後日提出するよう命じた事例

(→ 監査日において帳簿書類等の原本を行政機関自らが確認しないことは、確実な証拠保全ができず、的確な事実関係の把握ができない恐れがある。)

(中略)

なお、このような監査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意されたい。

(後略)

\* \* \*

それだけでなく、医療法人社団則天会の裁判においては、知事の代理人は公文書の改ざんも認め、更には、有限会社コンサル長坂の裁判では、証拠提出の際、膨大な量の個人情報に全くマスキングしなかったことについて、違法行為を認めている。

しかし、監査委員会は、これらのずさんな事務執行を把握していたにもかかわらず、監査する必要性のリスクが低いとして、対応することを漫然と見送ったのである。

そのことは、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」を無視した、暴挙といえる。

よって、地方自治法を無視し、神奈川県の名誉と信用を著しく毀損する、監査委員及び県職員の任命責任者である黒岩祐治知事は、その職にふさわしくない。

従って、これ以上の事件が起きる前に、知事に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。

陳情番号	81	付議年月日	3. 9. 16
件名	神奈川県知事の辞職勧告決議に関する陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>昨今、神奈川県庁の不祥事や事件が頻発しているが、これは監査委員会が実質的な機能不全に陥っていることを示している。</p> <p>また、緊急事態の最中にもかかわらず、介護保険法上の運営基準や人員基準の柔軟な対応を求める国の技術的助言を無視した事務執行（行政処分）を行っており、県民の福祉の増進に逆行して医療福祉の崩壊を助長していることから、新たな事件発生<sup>の</sup>蓋然性が高まっている。</p> <p>しかし、『組織はリーダーの力量以上にはならない』といわれているように、これらの問題は、黒岩祐治知事の基本的統治能力の欠如に他ならない。</p> <p>よって、黒岩祐治知事は不祥事や事件に対して単なる謝罪ではなく、責任ある態度を示すべきである。このことから、県議会に黒岩祐治知事の辞職勧告決議をするよう陳情するものである。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>医療法人社団則天会及び有限会社コンサル長坂は、昨年に、神奈川県知事より介護保険法上の行政処分を受けた。</p> <p>しかし、このことにより行政処分を受けた法人以外の事業所の福祉活動が不当に妨害され、神奈川県<sup>の</sup>施策である「医療と介護及びNPO（ボランティア）との連携・協働」活動に率先して取り組んでいた、真の奉仕者といえる、特定非営利活動法人ななくさの会員及び賛助会員の誇りを大きく傷つけた。</p> <p>これらの処分は違法であることから行政訴訟の裁判中であるが、一旦は、医療法人社団則天会に対する処分が違法であることを認めて神奈川県知事は自ら処分を取り消したのにもかかわらず、その違法行為に対する謝罪もせず、また、福祉事業の原状復帰に努める責務も無視して、新たな行政処分を強行した。</p> <p>この日本国憲法第17条に反する賠償責任拒否行為は、知事の介護保険法に基づく監査責任者としての責任放棄に他ならない。</p> <p>それだけでなく、<u>国の介護保険法上の技術的助言を蔑ろにしたずさんな事務執行</u>については、下記のように、<u>国から問題提起</u>されているほど酷いものである。</p> <p style="text-align: center;">* * *</p> <p style="text-align: center;">《全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料》</p> <p style="text-align: center;">令和3年3月9日（火）</p> <p style="text-align: center;">総務課介護保険指導室</p> <p>4 ページ5 行目より</p> <p>特に監査は、その結果によっては行政手続法に基づく不利益処分を行うことが想定されることから、的確な事実関係の把握及び適切な手続により実施することが求められるが、昨今、一部</p>			

の自治体において次のような対応に問題がある事例が見受けられた。

(中略)

・監査における帳簿書類その他の物件の検査において、監査当日に行政側が原本の写しを取る又は一時的に預かり確認することはせず、当該事業者に行行政側が指定した帳簿書類等の写しを後日提出するよう命じた事例

(→ 監査日において帳簿書類等の原本を行政機関自らが確認しないことは、確実な証拠保全ができず、的確な事実関係の把握ができない恐れがある。)

(中略)

なお、このような監査の権限は、犯罪捜査のために認められたものではないことに留意されたい。

(後略)

\* \* \*

それだけでなく、医療法人社団則天会の裁判においては、知事の代理人は公文書の改ざんも認め、更には、有限会社コンサル長坂の裁判では、証拠提出の際、膨大な量の個人情報に全くマスキングしなかったことについて、違法行為を認めている。

しかし、監査委員会は、これらのずさんな事務執行を把握していたにもかかわらず、監査する必要性のリスクが低いとして、対応することを漫然と見送ったのである。

そのことは、地方自治法第2条第14項「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」を無視した、暴挙といえる。

よって、地方自治法を無視し、神奈川県の名誉と信用を著しく毀損する、監査委員及び県職員の任命責任者である黒岩祐治知事は、その職にふさわしくない。

従って、これ以上の事件が起きる前に、知事に対して辞職を勧告するのが妥当であると考える。



# 健康醫療局關係陳情

陳情番号	87	付議年月日	3.10.29
件名	ワクチン接種による差別禁止条例の制定についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情項目</p> <p>1 神奈川県においてワクチン接種による差別禁止条例を制定すること。</p> <p>2 神奈川県においてワクチン接種による差別をなくすため差別行為の無いよう指導、取締り、広報を徹底すること。</p> <p>陳情の理由・経緯等</p> <p>現在行われているワクチン接種は任意ではある。しかし小集団の中では同調圧力及び雇用主と従業員、先輩と後輩、主要取引先と下請け等力の圧倒的不均衡によって、ワクチンの非接種者が意に反する理不尽な職場の異動、大会やイベントの不参加、接種をしない理由の説明を求められるなどプライバシーがまもれない等不利益を被る可能性がある。</p> <p>例 職場において何度もワクチン接種をしたかを確認され非接種のままでは自分だけ毎年行っている出張を理由の説明なく外された。 部活の大会にワクチン接種をした部員ばかり選ばれ、非接種者は選ばれなかった。ワクチン接種者は練習にあまり出ていなくても選ばれていた。</p> <p>また、これから先接種証明、ワクチンパスポート等の出現により非接種者に対して職場を解雇、契約の更新を拒否される、行動制限、就職における不利、サービスの低下、度重なる接種証明取得の負担などが出てくる恐れがある。</p> <p>既にある例 横浜市ワクチン接種キャンペーン 新型コロナワクチン2回接種した方に特典を提供するキャンペーン ワクチン接種者が得をするキャンペーン。非接種者が損をするわけでは無いが接種者と非接種者の違いに根拠がなく、漠然と接種者が良、非接種者が悪、または接種者が優、非接種者が劣というイメージの刷り込みとなり差別となる。またこのような差別に慣れさせ市民を差別に鈍感にしてしまう。 横浜市はこのような差別を止めるよう指導する立場にありながらキャンペーンを行っているのは甚だ遺憾である。すぐに中止するようにすべき。または非接種者も同じ扱いにするべきである。</p> <p>このように個人の選択が尊重されなかったり意にそわぬワクチン接種をしなければならない状況に追い込まれる可能性がある。</p> <p>これらのことは個人が自分の身体に何を入れるか、自分がどのような医療行為を望むかを自分で決める自己決定権が侵され差別を受けるため憲法13条の幸福追求権や憲法14条の法の下に平等に反する。</p> <p>このようなことを防ぐために「予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律案に対する付帯決議」一、二があるが充分ではなく神奈川県としてこの付帯決議が生かせる条例が必要と考える。</p>			

陳情番号	93	付議年月日	3. 11. 11
件名	コロナり患者・コロナり患の恐れがある者・コロナウイルスワクチン未接種者・マスク未着用者に対する差別禁止条例制定についての陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情項目</p> <p>コロナり患者・コロナり患の恐れがある者・コロナウイルスワクチン未接種者・マスク未着用者に対する差別禁止条例を制定する事を求めます。</p> <p>陳情の理由・経緯等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ騒動が始まって以来、多くの産業や人々が経済的に苦境に追い込まれている。又コロナり患者、コロナり患の恐れがある者・コロナワクチン未接種者・マスク未着用者等に対するひぼう中傷・差別・いじめが横行し、本来誰もが持つ基本的人権が脅かされているのは誠に遺憾です。この状況を打破し、神奈川県及び県に存在する事業者・県民らが、人権を大切に守り合う意志・決意を形にする<sup>ため</sup>に、人権差別禁止条例を制定する事を要望致します。</li> <li>・2月に施行された新型コロナ対応の改正特別措置法が、差別対策は国と自治体の責務と規定。元東京都職員の佐々木信夫・中央大名誉教授・(行政学)が、コロナワクチン未接種者に対する差別の件でインタビューを共同通信社から電話で受けた内容は次の通りです。  「地方自治体が条例で未接種者への差別を禁止することは、より強い周知を図り、単なる広報活動より意義があるといえる。国に比べて地方自治体の方が問題に迅速に対応できる上、国の法律より地域に伝わりやすいという利点もある。罰則がない分、拘束力は弱まるが、問題行動が発覚した際に、条例違反を根拠に訴訟を起こす事ができる。高知県などに追随する自治体が今後出てくる可能性はある。」(京都新聞10月4日、24面の関連記事にも同じ内容で掲載されている内容より抜粋。)なお佐々木信夫先生より、この件について直接私が電話で確認済みです。</li> </ul> <p>武蔵野美術大の志田陽子教授(憲法)は「自粛警察に象徴されるように日本では同調圧力が働きやすく、その背景にある社会の不安を和らげるには政府や自治体はその都度『やってはいけない』と言ったり、情報提供を行ったりすることが重要だ」と指摘。法律や条例に禁止事項を明記しておけば、問題行為だと指摘しやすくなり、有効性が高まると強調しました。</p> <p><sup>なお</sup>尚、既に8県が未接種差別禁止条例を制定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「何人もコロナり患者・コロナり患の恐れがある者・コロナワクチン未接種者・又はマスク未着用であることを理由に、差別的取り扱い・ひぼう中傷・いじめ・名誉・信用の毀損、人権の侵害そのほかの権利を侵害する行為(解雇・退学・減給・休学・修学旅行参加不認・対面授業不認等)をしてはならない」という内容の条例制定を要望致します。</li> </ul>			

陳情番号	94	付議年月日	3. 11. 12
件名	「コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・休業・左遷・学校を退学・休学・対面授業を認めない等の差別・人権侵害を無効化する法令制定についての意見書」を国に提出する事の陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情項目</p> <p>「コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・休業・左遷・学校を退学・休学・対面授業を認めない等の差別・人権侵害を無効化する法令制定についての意見書」を国に提出して頂きたいので、神奈川県議会に陳情致します。</p> <p>陳情の理由・経緯等</p> <p>法務省は「STOP！コロナ差別 ―差別をなくし正しい理解を― キャンペーン」を実施しているにもかかわらず、コロナワクチン未接種者であることを理由に、職場を解雇・減給・左遷させられる・あるいは介護施設を追い出される・学校を退学勧告・休学・対面授業を受けさせない事象が多発しています。</p> <p>今後は、コロナワクチンを接種しないという理由により、解雇、減給、配置転換・介護施設から追い出す・退学・休学・対面授業の禁止・就職あっせんの中止等の全ての差別的な措置は、全て無効になるという法令・施策を国において制定する様、神奈川県議会より意見書を提出して頂きたい、陳情致します。</p> <p>学校において接種証明書や陰性証明書がないと対面授業に出席できない、会社や事業所において、接種証明書や陰性証明書がないと入社や就業が認められないという扱いを全て無効にする法令を制定する様、神奈川県議会から国に意見書を出していただきたいです。</p> <p>コロナワクチン未接種者であることを理由に、解雇・退学・介護施設からの強制退去等の人権侵害を受けたと報告された職場や学校・介護施設に対し、差別をしない様に、国が県とも連携をとり、人権問題の観点から指導するという事を実施して頂く様、求めます。</p> <p>国が、県とも連携をとり、定期的に各学校・事業所等をくまなく見回りをしていただきたいです。具体的には、コロナワクチン未接種者に対する解雇や減給・休業・左遷・退学等の差別をしていないか調査して、発覚した場合は、即座に差別を撤回させる事を盛り込んだ法令・法律を制定頂きたいです。</p> <p>コロナワクチン未接種者であることを理由に差別されることの全てを無効にし、全ての日本国民の基本的な人権を、いかなる時でも国が徹底して守る法律・法令を制定する様、国に意見書を提出して頂けますよう陳情致します。</p>			

陳情番号	102	付議年月日	3. 12. 3
件名	一般社団法人レスキュードアニマルネットワークに関する県と藤沢市の連携促進についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>一般社団法人レスキュードアニマルネットワークは、令和3年9月7日、動物虐待による動物愛護法違反の容疑で藤沢北警察署の家宅捜索を受け、現在も捜査が進行中です。然るに、同団体は未だに以前と同様の活動を継続しており、被疑事実となった不適切な飼養等を行っていないか、今後も継続的に確認をする必要があると考えます。つきましては、同団体の活動拠点のある藤沢市と動物取扱業上の監督行政庁である県の連携強化を図っていただきたく、陳情いたします。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 同団体の所在地である藤沢市は神奈川県からの確な情報が入らないため、本件の詳細を把握していなかった。</p> <p>(2) 同団体は、本来の事業目的である保護犬猫の譲渡活動を積極的に行わずに多数の犬猫を管理下に置き、資金難と人員不足を理由に動物愛護法に則った適切な飼養管理及び医療行為を施さないまま多頭飼育崩壊を来した。家宅捜査時に警察が押収した約100頭の犬猫は、現在、他の保護団体に保管されているものの、捜査終了後には返還されるため早晚多頭飼育崩壊が惨状を極めることは明白であり、定期的な監督と指導は必要不可欠である。そのためにも、藤沢市に対し県から適宜情報提供できる体制を整えていただきたい。</p>			

令和4年2月21日

神奈川県議会議長 殿

陳情者

住 所

氏 名 ※陳情者の個人情報については、  
個人情報保護のため、削除しています。

陳情書の取下げについて

去る令和3年12月3日提出いたしました次の陳情書は、都合により取り下げたい  
ので、よろしく申し上げます。

陳情番号 第103号

件 名 動物愛護法違反者への所有権の剥奪についての陳情

陳情番号	103	付議年月日	3. 12. 3
件名	動物愛護法違反者への所有権の剥奪についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>神奈川県内において、第二種動物取扱業の届け出をしている某動物愛護団体が動物愛護管理法第44条違反虐待の容疑で刑事告発・受理をされ、神奈川県警が家宅捜査に入り100頭を超える犬猫が押収され、現在捜査中にあります。</p> <p>警察の捜査が終了すると、起訴・不起訴に関わらず、その所有権により当該団体へ犬猫を返還するように命じられることは免れません。</p> <p>有権者として、直ちに、動物愛護法違反者における動物の所有権剥奪について項目を追加する、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例の改正を強く求めます。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 神奈川県警、藤沢北警察署は告発を受理しています。警察が虐待を認めています。また、当該団体施設については、保健所・動物愛護センターへも虐待や衛生管理の問題等通報が入っており、行政職員による当該団体施設への視察も実施され、改善指導も行っています。その事実を持ってしても所有権により返還となる場合、神奈川県警及び神奈川県が、動物虐待に加担していると言っても過言ではありません。</p> <p>(2) 当該団体に限らず全国的に多頭飼育崩壊や暴力による虐待、飼養管理能力を超え閉じ込め飼育されているケース、不衛生な環境でのネグレクト等も目に余り、神奈川県では昨年にも海老名市で144頭もの猫の多頭飼育崩壊事件が発生しており、所有者は書類送検となりましたが、やはり所有権の問題で対応に困難をきたす事になりました。当該団体においては、「体罰の必要性を叫ぶ！」等、公然と愛護法違反宣言・虐待を加速させ正当化するような宣言をしています。これほどに執ような虐待行為を行う施設へ犬猫達<sup>たち</sup>を返還することは、動物愛護法違反そのものである事は否めません。</p> <p>(3) 過去から現在に至るまで当該団体をはじめとする全国の動物虐待事案では、所有権の問題から動物たちを返還せざるを得ず、その結果度重なる虐待や管理不適切な飼育を繰り返す結果が多く見られる事から、要となる所有権の剥奪について、全国に先駆け神奈川県が本気で向き合って頂きたいと切に願います。</p>			

陳情番号	108	付議年月日	4. 2. 21
件名	一般社団法人レスキュードアニマルネットワークより保護されている動物の所有権についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>『一般社団法人レスキュードアニマルネットワーク』より動物虐待及び、動物愛護管理法違反にて他団体に避難保護された動物の返還要求差止を実施していただきたい</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>『一般社団法人レスキュードアニマルネットワーク』</p> <p>2021年1月28日</p> <p>動物虐待及び、動物愛護管理法違反により刑事告発される</p> <p>2021年9月7日</p> <p>警察による家宅捜査</p> <p>捜査継続中であるにもかかわらず虐待していた動物の返還を求めています。</p> <p>オンライン署名では7000人以上の所有権放棄、返還の差し止めを求めています。</p> <p>SNSでは虐待されている犬達<sup>たち</sup>の様子が拡散されています。</p> <p>同時に現在の保護下の様子も見る事ができ環境による行動の違いには驚かされるばかりです。</p> <p>科学的にも暴力が動物のしつけに与える悪影響が立証されており、世論としても体罰は必要ない方向に進んでおります。</p> <p>動物福祉を考え、殺処分ゼロとする神奈川県とは逆の行動であると考えます。</p> <p>愛護保護活動家以外の県民として信頼できる県政であるためにも、この件は見逃さず現在保護されている動物達に目を向け『今後も虐待を公言する団体』に戻すことがない様陳情いたします。</p>			



陳情番号	109	付議年月日	4 . 2 . 21
件名	動物を虐待から守るための法整備に関する意見書を国へ提出することを求める陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>動物愛護管理法第44条に違反し、犬や猫などの動物をみだりに殺したり傷つけたりすること等の虐待をした飼い主から、動物を保護できるよう、必要な法整備を求める意見書を国に提出すること。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>(1) 動物に対する虐待については、暴力による虐待だけでなく、多頭飼育崩壊等により、不衛生な環境でのネグレクト等が全国的に発生しており、県内でも同様事例は認められている。</p> <p>(2) 全国の動物虐待事案でも、飼い主の所有権の問題から、虐待されても飼い主に動物を返還せざるを得ず、その結果、度重なる虐待や不適正飼養を繰り返すことが懸念される。</p> <p>(3) 所有権、財産権は、憲法で保障されている権利であるが、一方で、動物は命あるものであることから、動物が虐待されるようなことは避けなければいけない。そこで、動物をみだりに殺したり傷つけたりすること等、動物愛護管理法第44条に違反し、虐待した飼い主から、同意を得る事なく緊急的に動物を保護できるよう、飼い主の所有権に係る課題を整理した上で、必要な法整備を求め陳情します。</p>			

陳情番号	110	付議年月日	4. 2. 21
件名	5歳以上11歳以下の子どもに対する新型コロナワクチン接種の中止についての陳情		
付議委員会	陳情者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>1 陳情の要旨</p> <p>5歳以上11歳以下の子どもに対する新型コロナワクチン接種を中止するよう求めます。もし県が国の方針にそって接種を勧奨するのであれば、以下で言及する接種に伴う死亡等のリスクおよびワクチン接種の有効性確認が行われていないことについて県民に十分な情報を提供し、子どもと保護者が同意の上で接種是非に関して判断できること、すなわちインフォームド・コンセントが確実にされるよう、必要かつ十分な広報を県が行うよう求めます。</p> <p>2 陳情の理由</p> <p>新型コロナワクチンを接種するリスクが接種しないリスクをはるかに上回ると言えるからです。日本では、子どもは新型コロナウイルス感染症に罹患しても、重症化することや死亡することはまれ（10歳未満では皆無）です。これに対し、10代で新型コロナワクチン接種後に、死者5人、重篤副反応382人が出ました。（死亡した子どもの1人は神奈川県民（鎌倉市民）であったことが、長嶋竜弘鎌倉市議会議員が市議会で行った今年2月9日に行った一般質問から明らかになっています。）</p> <p>また、後藤茂之厚生労働大臣は青山大人衆議院議員に対する今年2月9日の国会答弁で、オミクロン株については5歳から11歳用の直接のデータは現時点では存在していない、薬事食品衛生審議会においても5歳から11歳に対しても成人と同様の効果があると推測されているというのが科学的な正確な言葉であり、有効性の確認等については直接のデータの確認は行われていない旨を述べています。厚生労働省によると（今年1月21日の第75回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会）、日本において新型コロナワクチン接種後に全世代で死者1,444人、重篤副反応6,349人が出ており、甚大な薬害となっています。このワクチンを接種するリスクは極めて高いと言わざるを得ません。</p> <p>接種により死亡のリスクすらあるにもかかわらず有効性が確認されていない新型コロナワクチンを子どもに接種するべきではありません。</p>			

# 兩局共管陳情

陳情番号	105	付議年月日	3 . 1 2 . 3
件名	障害者福祉の拡充を求める陳情		
付議委員会	陳 情 者		
厚生常任委員会	※陳情者の個人情報については、個人情報保護のため、削除しています。		
<p>陳情の趣旨</p> <p>我が国は2014年2月、障害者権利条約の締約国となりました。この条約の根本には、現在、最も人権が守られていない障害者の権利の確立を通じて、全ての人たちの人権が保障される社会を実現するという理念があります。</p> <p>障害のある人たちの医療と暮らしを保障し、その人らしく安心して暮らせる地域づくりのためにも、障害者権利条約に沿った障害者施策の改善・拡充は欠かせません。</p> <p>県は、「精神障害にも対応する地域包括ケアシステム」の構築推進事業については、平成30年度から取り組み、保健・医療・福祉の関係者による協議の場を設置し、そこで共有、検討された地域の実情や課題を踏まえたうえで、国要綱で示された事業内容を推進するとしています。その事業内容のメニューの中でもとりわけ、住まいの場の確保、人材養成、ピアサポーターの活用、アウトリーチ支援、普及啓発は、精神障害者の包括的・重層的な地域生活支援に不可欠な事業です。</p> <p>つきましては、障害者福祉の充実に向けて以下の事項を陳情いたします。</p> <p>陳情項目</p> <p>1 入所施設について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県立の入所施設など一部の入所施設に強度行動障害の障害者が多数入所しています。県内のどの入所施設でも入所できるようにしてください。</li> <li>○すべての入所施設への補助金を抜本的に増やし、職員の賃金を上げ、職員体制を充実してください。</li> <li>○強度行動障害の障害者が多数入所している入所施設では、その支援は管理的にならざるを得ず、虐待のリスクは民間・公務を問わずあります。各施設の模範となる県立施設を育てることで、県としての水準を担保する役割を、県は手放さず、県立施設をなくさないでください。</li> </ul> <p>2 コロナ対策について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○コロナ禍において、障害者が通所・入所する施設や障害者が働く事業所、障害児の学ぶ学校の職員に対するPCR検査は感染拡大を防止するうえでとても有効な手段です。上記の職員に対してPCR検査を定期的に行ってください。</li> <li>○感染した場合に重症化が懸念されるため、PCR検査の対象にぜひ利用者、生徒を加えてください。</li> </ul> <p>3 精神障害に対する地域包括ケアシステムについて</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○協議の場の設置の進捗状況を明らかにし、事業内容の各メニューの具体的な実施目標と達成計画を明らかにしてください。</li> </ul>			